

車体の形状	構造要件	留意事項
消防車	<p>消防機関又はその他の者が消防又は防災のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 消防又は防災の諸活動（以下「消防活動等」という。）に必要な次の各号に掲げる設備を有すること。</p> <p>ア 消防活動等に従事する要員を輸送するための乗車装置を有すること。</p> <p>イ 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p> <p>2 消防活動等のために必要な次の各号に掲げるいずれか1つの設備を有すること。なお、これらの設備の専用の設置場所を有する場合には、これらの設備は取り外すことができる構造でもよい。</p> <p>ア 消火のための水等を吸入し吐出することができるポンプ機能を有し、かつ、これに付随するホース等の設備又はこれを積載する専用の装備を有すること。</p> <p>イ 消火のための水等を収納するタンク等の容器を有すること。</p> <p>ウ 消防活動等に使用する機材を有すること。</p> <p>エ 消防活動等の指揮、消防思想の普及及び宣伝又は防災等のための設備を有すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであること若しくは当該自動車の使用者が公安委員会に届出たものであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 ・消防水等を収納するためのタンク状の容器は、積載量として算定するものとする。 ・乗車定員10人以下の場合には、最大積載量の有無に係わらず、自動車検査証の有効期間は2年とする。